

令和5年5月3日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】日本国新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置（感染症ゲノムサーベイランスの概要）

【ポイント】

●5月8日午前0時に開始する「感染症ゲノムサーベイランス」の概要を外務本省より以下のとおり確認しましたので、ご案内致します。

【本文】

1 4月28日、新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置の詳細が公表され、5月8日午前0時に感染症ゲノムサーベイランスを開始するとしています。

水際措置詳細：以下厚労省HP参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001092396.pdf>

2 感染症ゲノムサーベイランスの概要について、外務本省より以下のとおり確認しましたので、ご案内致します。

(1) 実施空港

主要5空港（成田、羽田、中部、関空、福岡）

(2) 対象者、抽出方法

発熱・咳などの有症状者に対し任意で実施するもの。あくまで任意なので拒否は可能。

(3) 検査内容

当面は新型コロナを対象としたゲノム解析を実施するもの。それ以外の懸念される感染症に順次拡大していく予定。所要時間は不明。

(4) 受検後の対応

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ移行するため、感染症ゲノムサーベイランスで陽性となっても、新たな感染症の流入を監視、調査するのみであり、本人通知はなく、隔離や公共交通機関での移動の制限もない。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

－Eメールアドレス：embjapan@mc.mofa.go.jp